

北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、社会資本整備をはじめ、災害時対応や除雪といった地域の安全・安心や経済・雇用を支えるなどの重要な役割を果たしている本道建設産業の持続的な発展に向け、道内における建設業団体、職業訓練機関、関係行政機関等が技術者・技能者などの担い手の現状や課題に関する認識を共有し、連携を強化するなど、担い手確保・育成の取組を効果的に推進することを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

2 構成員の追加等については、次条に規定する会長の承認を得て行う。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長2名を置く。

2 会長は、北海道建設部長の職にある者をもって充て、協議会を代表し、運営を統括する。

3 副会長は、北海道開発局事業振興部長の職にある者並びに一般社団法人北海道建設業協会副会長の職にある者をもって充て、会長を補佐する。

4 会長に事故があるときは、北海道開発局事業振興部長の職にある副会長が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 構成員が会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。

3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会を円滑に運営するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、協議会の構成団体等の職員をもって構成する。

3 幹事会は、担い手確保・育成の取組に係る必要な事項について検討する。

4 幹事会の運営に必要な事項は、幹事会において定める。

(ワーキンググループ)

第7条 建設産業の担い手確保・育成に係る事業を進めるため、会長が必要と認めた場合は、事業等に応じてワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの運営に必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、北海道建設部建設政策局建設管理課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年6月10日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年3月28日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年8月7日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年6月23日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年6月23日から施行する。

協議会構成員

区 分	所 属	役 職
建設業団体	一般社団法人北海道建設業協会	副 会 長
	建設産業専門団体北海道地区連合会	会 長
職業訓練機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 北海道職業能力開発促進センター	所 長
関係機関	一般社団法人北海道商工会議所連合会	専務理事
	北海道建設業信用保証株式会社	専務取締役
行政機関	厚生労働省北海道労働局	職業安定部長
	国土交通省北海道開発局	事業振興部長
	札幌市	建設局土木部長
	北海道	建設部長
	北海道教育庁	指導担当局長